

高知地方法務局からのお知らせ！

会社・法人の登記事項証明書や印鑑証明書を請求されるお客様へ

証明書発行請求機を

ご存じですか？

タッチパネル方式なので操作は簡単です。



証明書発行請求機

○ 設置場所

高知地方法務局5階証明書等請求窓口待合室

○ ご利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで

メリットその1

申請書の記載不要♪

メリットその2

待ち時間短縮♪

メリットその3

印鑑カード利用で会社・法人の各種証明書請求がさらに簡単に♪

※ 印鑑証明書の請求には印鑑カードと代表者の生年月日が必要です。

※ 会社・法人の各種証明書請求は、印鑑カードのみで請求できます（代表者の生年月日は不要です）。

※ 要約書、動産・債権の概要記録証明書は請求できません。